（法第２条第７項第１号ロに係る業務の状況）

９．法第２条第７項第１号ロに係る加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数

	資産管理機関又は連合会への通知	
企業型年金加入者	男	件
	女	件
	計	件
企業型年金運用指図者	男	件
	女	件
	計	件
個人型年金加入者	男	件
	女	件
	計	件
個人型年金運用指図者	男	件
	女	件
	計	件

（備考）当該事業年度の実績を記載すること。

（法第２条第７項第１号ハに係る業務の状況）

10．法第２条第７項第１号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】	【企業型年金】	【企業型年金】	【企業型年金】
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計
【個人型年金】	【個人型年金】	【個人型年金】	【個人型年金】
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計
【総計】	【総計】	【総計】	【総計】
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計

（備考）当該事業年度の実績を記載すること。

（法第２条第７項第２号に係る業務の実施状況）

11．報告者が法第２条第７項第２号に係る業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

	運用方法数	第１号運用方法	第２号運用方法	第３号運用方法
A実施事業所				
B実施事業所				
C実施事業所				
・ ・ ・				
個人型ａプラン				
個人型ｂプラン				
個人型ｃプラン				
・ ・ ・				

（備考）

１．「第１号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第16条に規定する運用の方法の数を、「第２号運用方法」とは第１号運用方法及び第３号運用方法以外の運用の方法の数を、「第３号運用方法」とは令第15条第１項第３号カからナまでに掲げる運用の方法の数をいう。

２．加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。

３．加入者等に提示した運用の方法を変更し、運用方法数、第１号運用方法数、第２号運用方法数又は第３号運用方法数が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。

４．提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

12．法第２条第７項第２号の運用の方法の情報提供の内容

運用の方法名	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

（備考）「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定又は提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

13．企業型記録関連運営管理機関が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円
	人	円
計	人	円